



平成27年 8月13日

各位

会 社 名 株式会社構造計画研究所  
 代表者名 代表取締役社長 服 部 正 太  
 (JASDAQ・コード4748)  
 問合せ先 取締役常務執行役員 湯 口 達 夫  
 電話番号 03-5342-1040

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年8月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年9月10日開催予定の第57期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により、責任限定契約の締結対象が拡大されたことに伴い、取締役及び監査役の責任免除の規定につき所要の変更を行うものであります。

なお、定款第28条（取締役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第28条 (省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第37条 (省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年9月10日(木曜日)  
 定款変更の効力発生日 平成27年9月10日(木曜日)

以上